

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省令第一号）

改正案	現行
<p>（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 令第十条第九項第二号口の主務省令で定める国民経済上緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業とする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 令第十条第九項第二号口の主務省令で定める国民経済上緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。</p> <p>3・4（略）</p>